

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第180号（5.2.2） いじめ隠蔽のための虚偽答弁を撤回し、訂正し、謝罪することを求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>2019年11月29日の文教こども委員会及びそれ以前の常任委員会における事実と異なった答弁を全て撤回し、訂正し、関係者に謝罪すること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会委員 西尾 裕美</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>教育こども委員会</p>

2023年2月2日

神戸市会議長様

(陳情者)

伊丹市

学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会委員

西尾 裕美

(電話



)

いじめ隠蔽のための虚偽答弁を撤回し、訂正し、謝罪することを求める陳情

陳情趣旨

<陳情に至る背景>

2019年11月29日、文教子ども委員会において、長田教育長は次のように答弁しています。「1つ目に、当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまったこと、」等。つまり、当該児童に聴き取りができず、学校は十分な調査ができなかったため、いじめの存在は確認できないと、現在まで主張しています。

しかし、昨年、教育委員会の監理室が調査して、これまで存在しないと主張していた「事務局作成文書」「学校作成文書」等が教委事務局で保管されていることが判明しました。その学校作成文書には、学校が当該児童に直接聴き取りを行なったのは16回と記されています。16回も直接聴き取りを行なっていながら、「学校は十分な調査ができなかった」とする答弁は、事実と異なっていることが明らかです。

長田教育長は、この答弁は前例踏襲で行なってきたため、自身は事実と反している認識はなかったと述べています。しかし、遅くとも昨年の監理室の調査でそれが明らかになったわけですから、現時点では事実と反していることを認識しています。よって、直ちにこれまで繰り返し行なわれてきた答弁を撤回し、訂正し、関係者に謝罪することを求めます。

なお、当陳情は、監理室の調査から判明した事実等に基づき行なっています。「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」の調査とは関係ありません。よって、調査委員会の最終報告がでるまで答弁を控えたいなどと言って、答弁を回避することのないようお願いします。

陳情事項

2019年11月29日、文教こども委員会及び、それ以前の常任委員会において、事実と異なった答弁をすべて撤回し、訂正し、関係者に謝罪することを求める。

以 上